

個人市県民税の税率や計算方法が変わります。



伊豆の国市税条例の改正によって、個人市県民税の税率や計算方法が変わります。

1. 均等割の税率の改正

東日本大震災を教訓として、市が実施する防災のための施策の財源とするため、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人市県民税の均等割に限り、現行の税率に500円が加算されたものとなります。

また、静岡県税賦課徴収条例の改正によって、個人県民税においても平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人県民税の均等割に限り、現行の税率に500円が加算されたものとなります。

す。平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人市県民税の均等割は、現行制度においては下記の表のとおりとなります。

2. 退職所得課税の見直し

退職所得の分離課税にかかる個人市県民税について、所得割の額からその10%に相当する金額を控除する措置を廃止します(平成25年1月1日以後に支払われる退職手当などについて適用)。

個人市県民税の均等割

種類	年度	25年度まで (現行)	26年度	27年度	28年度	～	35年度
個人市県民税均等割		3,000円	3,500円	3,500円	3,500円	～	3,500円
個人県民税均等割		1,400円	1,900円	1,900円	1,500円	～	1,500円
合計		4,400円	5,400円	5,400円	5,000円	～	5,000円

※平成26年度と平成27年度の個人県民税均等割は、標準税率1,000円に森林づくり県民税400円と今回改正の500円を加算した額となります。

■ 申込み方法
1. 市内在住の人
 10月中旬頃に社会教育課から往復はがきを送付します。氏名、性別、生年月日、出身中学校、郵便番号、住所、電話番号、メッセージなどの必要事項を記入

各地区会場
 長岡地区：アクシスカつらぎ
 韮山地区：時代劇場
 大仁地区：大仁市民会館

■ 式典案内
第一部(市主催)
 受付 9時～
 開始 10時
 終了 10時30分頃(予定)
第二部(成人式実行委員主催)
 開始 11時
 終了 13時頃(予定)

とき 平成25年1月13日(日)
対象 平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの人
ところ アクシスカつらぎ
 大ホール

平成24年度 成人式



のうえ、11月9日(金)までに返信してください。

2. 市外在住の人

参加を希望する人は、はがきなどに『成人式出席希望』と明記のうえ、氏名、性別、生年月日、出身中学校、郵便番号、住所、電話番号の必要事項を記入のうえ、11月9日(金)までに左記の申し込み先まで郵送またはFAXで申し込みしてください。

申し込み時点で出席とみなしますが、後日、社会教育課から往復はがきを送付します。メッセージ等を記入して、お手数ですが再度、返信をお願いします。

申込み・問合せ
 〒410-2292
 長岡346-1 社会教育課
 ☎ 055-948-1461
 FAX 055-948-1470

農耕用トラクタ、フォークリフトも軽自動車税申告が必要です。



道路(公道)の走行の有無に関わらず、乗用装置のついている農耕作業用の小型特殊自動車、工場内や事業所の中で使用するフォークリフトなどの小型特殊自動車を取得した場合は、市への軽自動車税申告(報告)が義務付けられています。新たに該当車両を取得した人、すでに該当車両を所有しているが申告をまだ行っていない人は、すみやかに市役所で手続きし、標識(ナンバー)の交付を受けてください。なお、交付を受けた標識は、返納するまで、車体の見やすい箇所に取り付けていなければなりません。

1. 小型特殊自動車とは(下記に詳細を記載)

特殊自動車は、車両寸法、最高速度によって『小型特殊自動車』と『大型特殊自動車』に分類されます。

2. 手続きの方法

以下の書類を持参し、各支所市民課で手続きをしてください。軽自動車税申告後、緑色の標識(ナンバー)が交付されます。

- 所有者・使用者の印鑑
- 販売証明書(販売店などからの購入の場合) または譲渡証明書(個人売買、譲渡などの場合)
- 車名(メーカー名)、型式、車台番号、排気量がわかる書類
 ※販売証明書の中に必要事項が記載されているものもあります。
- 本人確認のために届出者本人の運転免許証等を持参してください。

3. 車両を買い換えたときには

標識(ナンバー)の使いまわしはできません。車両を買い換えたときは前の車両の標識を返納し、廃車手続きするとともに、新しい車両の登録手続きをしてください。

小型特殊自動車

(1) 農耕作業用

例 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機など

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
規格	全長(制限なし) 全幅(制限なし) 全高(制限なし) 最高速度35km/h未満	最高速度35km/h以上
税金	軽自動車税(年税額1,600円)	固定資産税(償却資産)

(2) その他(農耕作業用以外)

例 フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、ロードローラなど

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
規格	全ての要件を満たすもの 全長4.7m以下 全幅1.7m以下 全高2.8m以下 最高速度15km/h以下	小型特殊自動車の車両寸法、最高速度の基準を超えるもの
税金	軽自動車税(年税額4,700円)	固定資産税(償却資産)